

高崎市・安中市消防組合消防局告示第3号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号）第62条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、次の催しを指定したので告示する。

令和7年8月14日

高崎市等広域消防局長 甘田 明広



祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模な催しの指定について

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号）第62条の2第1項に規定する、大規模なものとして下記催しを指定する。

記

催しの開催場所	高崎市中心市街地（駅前通り、田町通り、慈光通り、大手前通り、さくら橋通り、もてなし広場周辺及び烏川和田橋上流河川敷周辺）
催しの名称	第51回高崎まつり
催しの開催期間	令和7年8月23日から令和7年8月24日まで